

猪名川町シンボルマーク デザインマニュアル



猪 名 川 町

ごあいさつ



「人と自然がやさしくとけあい、
未来に輝く ふるさと猪名川」

本町は、昭和 30 年 4 月 10 日に中谷村と六瀬村が合併して誕生しました。

猪名川町の 50 年間のあゆみを振り返ってみると、戦後の高度成長期以降、京阪神地域の住宅地として昭和 45 年（1970 年）より大規模ニュータウン開発が進み、昭和 53 年（1978 年）には鉄道が初めて乗り入れることとなりました。人口も合併当時の約 7,600 人から、平成 16 年 10 月には 30,000 人を突破するなど、合併当初の約 4 倍と増加しており、多様化する住民ニーズに的確に対応するために、道路や公園などの都市基盤や教育・文化・福祉施設の整備などに積極的に取り組むとともに、恵まれた自然環境を活かした阪神地域の憩いのまちとして礎を築いてきた道程でした。

この度、50 周年という節目の年を迎え、先人が築き上げてきた本町の魅力を町内外に広くアピールするとともに、町民の皆さんとともに新たな半世紀へのステップアップを目指して、我がまち“猪名川町”が町民の皆さんにいつまでも愛され、さらなる飛躍を遂げる象徴としてシンボルマークを制定いたしました。

今後、このシンボルマークが猪名川町の顔として、町民の皆さんをはじめ多くの方々に親しまれるように、このマニュアルを有効に活用していただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

平成 17 年 4 月

猪名川町長 真田 保男

シンボルマーク

このマークは、猪名川町の「い」、「川」の文字を組み合わせせてデザイン化し、豊かな自然環境のもと“和”のなかで共生する人々の心安らく住み良い自然との融和と、伸びやかな活力あるまちを象徴しています。

- ・ シンボルマークは色、形状を変更することはできません。
- ・ シンボルマークの最小使用サイズは左右 10 mm とします。
- ・ ピクトグラムは単色を使用し、形状を変更することはできません。
- ・ ピクトグラムの最小使用サイズは左右 8 mm とします。



シンボルマーク



ピクトグラム



10 mm



8 mm

ロゴタイプ

書体の変更は自由です。シンボルマークと組み合わせて使用してください。

ここで、標記している書体のようにデザインしたもので構いません。また、このまま使用していただいても構いません。

INAGAWA ロゴタイプ

[A-1]

INAGAWA

[B-1]

INAGAWA

いながわ ロゴタイプ

[A-1]

いながわ

[B-1]

いながわ

猪名川町 ロゴタイプ

[A-1]

猪名川町

[B-1]

猪名川町

猪名川町役場 ロゴタイプ

[A-1]

猪名川町役場

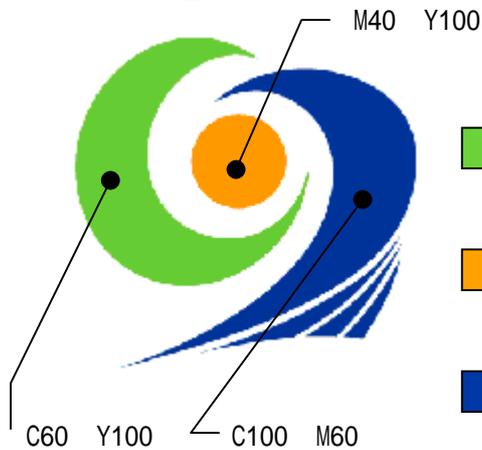
[B-1]

猪名川町役場

清刷データ

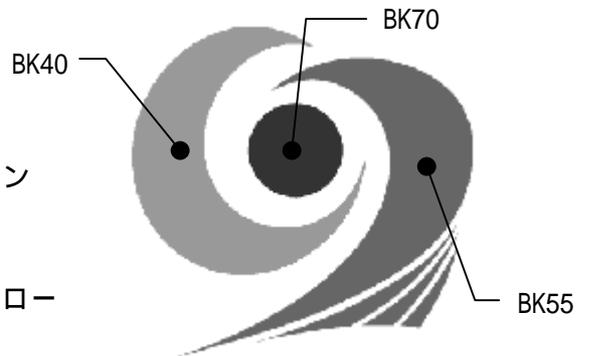
シンボルマークは決められた色を使用してください。

カラー指定



-  DIC211
アップル・グリーン
(Apple Green)
-  DIC 84
インディアン・イエロー
(Indiane Yellow)
-  DIC221
コバルト・ブルー
(Cobalt Blue)

モノクロ指定



【単色使用】表示色は、再現するアイテムの印刷仕様によります。濃い背景色の場合などは白ヌキとするネガティブ表示としてください。



【枠つき仕様】濃い背景色などロゴタイプが見えにくい場合はシンボルマークに枠をつけロゴタイプを白色（白ヌキ）とする表示としてください。



【ふちどり仕様】濃い背景色の場合などロゴタイプが見えにくい場合は白フチ表示としてください。



シンボルマークの取り扱い

1. 権利の帰属

猪名川町シンボルマークの一切の権利は、猪名川町に帰属します。

2. 町章とシンボルマーク

猪名川町章は、町を象徴するものとして条例等により表示が定められており、公式行事、表彰状などに使用します。

これに対し、猪名川町シンボルマークは本町のイメージを視覚的に表現したマークとして、町内外に対し本町のイメージを発信するものであり、町の各種印刷物、記念品、イベントなどでの使用をはじめ、広く町民の皆さんにも活用いただくものです。



町章



3. シンボルマークの使用について

このデザインマニュアルは、様々なものに積極的に使用していただくための手引きであり、その表現方法や注意事項をまとめたものです。

使用の際の注意事項は、本町のイメージ展開に統一性を持たせ、効果を上げるためにも基本となりますので、デザインマニュアルに沿って正しく使用してください。

なお、猪名川町シンボルマークは、町役場はもちろん、住民の皆さん各種団体、事業者などなたでも使用できますが(町役場へ届け出が必要)、次の場合は使用できませんのでご注意ください。

- (1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として独占的に使用すると認められるとき。
- (3) 猪名川町の信用や品位を損なうような使用をするとき。
- (4) 「猪名川町」「猪名川町役場」などの自治体名を表す文字と併用して使用する場合
- (5) その他、著しく不相当と認められる場合

(猪名川町シンボルマークの使用に関する要綱を参照)

シンボルマーク使用上の禁止例

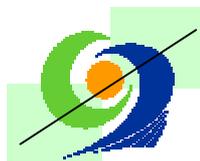
イメージを損なわないよう、正しい配置、指定のカラーで見やすく、はっきりと表示してください。



変形しないでください。



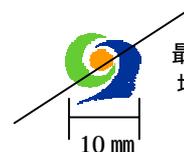
左右反転



他の図形との組み合わせ使用



指定外の色への変更



最小縮小サイズ=左右 10 mm (ピクトグラムの場合は 8 mm)

シンボルマークの使用に際しては、原則的にデジタルデータを使用し、イメージを損なわないよう、正しい形状、指定のカラーで表示してください。

* デジタルデータは、猪名川町ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.town.inagawa.hyogo.jp>)